

## 監査公表第3号

地方自治法第199条第7項の規定により実施した出資団体監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定に基づきこれを公表します。

平成30年(2018年)4月25日

城陽市監査委員 川村 和久

城陽市監査委員 谷 直樹

平成29年度(2017年度)出資団体監査の結果について

### 第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による出資団体監査

### 第2 監査の対象

公益財団法人 城陽市民余暇活動センター

[市所管部局：教育委員会事務局 文化・スポーツ推進課]

### 第3 監査の実施期間

平成29年(2017年)12月8日から平成30年(2018年)3月28日まで

### 第4 監査の方法

公益財団法人 城陽市民余暇活動センター(以下「余暇活動センター」という。)の出納その他の事務が、法令等に基づき適正かつ効率的に行われ、また市の所管部局の指導監督が適切に行われているかを主眼として実施した。

監査に当たっては、事務及び計数等の積算、根拠等を明らかにする関係調書、帳簿類等の提出を求めて審査し、これら関係調書から抽出した項目に関して関係職員等から説明等を聴取するとともに、必要なものについては現地調査を行った。

### 第5 監査の結果

余暇活動センターの出納その他の事務及び市の所管部局の指導監督については、抽出による監査を行った結果、おおむね適正であると認められた。監査対象の概要及び監査の結果については、次のとおりである。

## 1 財団の概要

(1) 名 称 公益財団法人城陽市民余暇活動センター

(2) 事 務 所 城陽市寺田今堀 1 番地

(3) 設 立 目 的

余暇活動センターは、人々の余暇活動の振興のための事業及び余暇活動の環境基盤を整備するための事業を行い、活力に満ちた魅力ある城陽市のまちづくりと健康で豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(4) 設 立 昭和 6 0 年(1985年) 1 2 月 2 3 日

(5) 基 本 財 産 3, 0 0 0 万円

(6) 事 業 内 容

余暇活動センターは、その目的を達成するため、次の事業を行っている。

ア 余暇活動に関する指導者の養成

イ 余暇活動に関する情報の収集及び提供

ウ スポーツ教室、文化講座の開催

エ 広く市民が参加できるスポーツ、文化に関する催し物の開催

オ 余暇活動に供する城陽市の施設を指定管理者として管理運営する業務

カ スパーク城陽（屋内ゲートボール場）の運営に関する事業

キ 管理施設の緑化環境整備に関する事業

ク その他、活力に満ちた魅力あるまちづくりと健康で豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とし、その達成のために必要な事業

(7) 役員及び事務局体制（平成 2 9 年(2017 年) 4 月 1 日現在）

評議員 6 名

理 事 7 名（理事長 1 名、副理事長 1 名、常務理事 1 名を含む。）

監 事 2 名

事務局 指定業務職員 4 名 指定嘱託職員 4 名

一般職員 2 8 名 契約職員 2 3 名

## 2 平成 2 8 年度(2016 年度)の各会計の概要と収支状況

(1) 法人会計

余暇活動センター事務局として、役員報酬、嘱託職員報酬等に係る経費、財務会計端末の保守に係る経費等、財団そのものを維持管理するための経費に係る会計 1 7 0 万 4, 0 0 1 円の黒字（収益事業等会計からの振替額 6 3 6 万 7, 9 0 5 円を含む。）

(2) 公益目的事業会計

スポーツ施設を運営し、スポーツ・レクリエーション活動の普及促進を図る事業及び文化施設を運営し、芸術・芸能等の文化的活動の普及促進を図る事業に係る会

計185万4,088円の黒字（収益事業等会計からの振替額2,004万4,474円を含む。）

### （3）収益事業等会計

スポーツ施設の利用者に物品販売等のサービスを提供する事業、文化施設の利用者に物品販売等のサービスを提供する事業、スポーツ施設の管理運営（公益目的外）に関する事業及び文化施設の管理運営（公益目的外）に関する事業に係る会計18万5,300円の赤字（法人会計及び公益目的事業会計への振替額2,641万2,379円を含む。）

## 3 監査の結果

余暇活動センターの出納その他の事務及び市の所管部局の指導監督については、抽出による監査を行った結果、おおむね適正であると認められた。

余暇活動センターは、平成26年(2014年)から5年間の文化パーク城陽等の指定管理者として指定され、電気、ガス、上下水道等の削減等の経費の抑制を図り、また、プラネタリウム事業では、活性化すべきという強い思いから、大学やNPO法人、市民等との連携事業に取り組み、施設運營業務では、多目的文化ホールや各種会議室、市民プラザ等々施設設備を貸館として運営を行い、より公益性の高い事業の充実と広く市民の利用に供することができている。

財政面での成果や運動施設全般については、一定の成果を得ているところであるが、利用者数は文化パーク城陽の一部の施設を除き、平成27年度に引き続き減少傾向にあり、財団にとっては、大変厳しい結果となっている。

今後においても、魅力あるまちづくりと健康で豊かな地域社会の形成に寄与するため、各館と連携し、各種事業に積極的に取り組まれない。

なお、指摘事項等については、次のとおりである。

#### 【余暇活動センター】

ア 公益法人として現状をよく分析されていると評価できるので、分析結果を有効に活用し、今後において実績につなげられたい。

また、公益財団法人として適切な運営に努めるとともに、市の所管部局と協議、連携を図りながら、引き続き、経費の縮減、施設利用の促進等の経営努力に努められたい。

イ 法人が所有している車の管理状況を確認するため、運行日誌の簿冊を閲覧したところ、鉛筆の使用によるものを見受けた。

車の管理においては、車の運行時のトラブルを未然に防ぐために、適切な運行日誌として整理、保管されたい。

ウ 業務委託の状況では、13文化パーク指定管理受託事業会計37文化振興事業、文化パーク城陽建物設備管理業務委託事業、その他複数事業において、予算額を上回る設計金額となっているものを見受けた。

また、安易な理由をもって、参加業者を絞った長期継続契約によるものを見受けた。

契約事務の公正性の保持と経済性を図る観点から、適切な事務処理をされたい。

**【所管部局】**

ア 今後において、総合運動公園レクリエーションゾーン、宿泊施設の指定管理者が変わり、新たな経営手法による事業運営が予定されている。

新たな指定管理者による年間事業計画の検討、実施にあたっては、余暇活動センターとの調整も必要になると思われるので、市が主導性を発揮し、指定管理者間における協議、連携を図り、サービスの維持、向上と効率的な事業運営が円滑に行えるよう適切な指導監督に努められたい。

イ スポーツ施設等における利用者の事故等が発生した場合の対応について確認したところ、市への連絡体制が明確なものでなかった。

さらなる安全管理体制の充実のため、検討されたい。